参考

○○（大字・自治会）防犯カメラの設置及び運用基準（例）

（目的）

1. この基準は、○○（大字・自治会）が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的な事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

1. この基準において、防犯カメラとは、犯罪の抑止を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所に常設する画像撮影機器で、画像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

（管理責任者）

1. ○○（大字・自治会）は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

２　○○（大字・自治会）は、管理責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等に取り扱いを行わせるため、管理責任者の指名するところにより、防犯カメラ等取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置くものとする。

３　管理責任者は、他者に起因する事故を除き、万一防犯カメラによる事故が発生した場合は、その責任において誠意をもって対処するものとする。

（管理責任者等の責務）

1. 管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

２　管理責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

（防犯カメラ等の運用）

第５条　防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

（1）撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。

（2）防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称・連絡先を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。

（3）映像表示機器及び録画機器の設置場所に管理責任者等以外の者がみだりに立ち入ることがないようにするほか、映像の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。

（4）管理責任者による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

（記録した映像等の管理）

第６条　映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

（1）映像の加工や不必要な複写を行わないこと。

（2）○○（大字・自治会）（記録媒体を施錠のできる保管庫等）に保管し、盗難及び散逸の 防止に努めること。

（3）映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持ち出しを禁止すること。

ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りでない。

（4）映像保存期間は、２週間までとし、当該保存期間を経過した場合は、確実な方法により、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、法令に基づく場合、又は捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合は、この限りでない。

（5）その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

（映像及び記録媒体の提供の制限）

第７条　映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）法令に基づく場合

（2）捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

（3）個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

（苦情の処理）

第８条　管理責任者は、防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

附則

この基準は、令和　　　年　　　月　　　日から施行する。